

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	令和３年度 地積測量図作成等業務（その１）（大洲河川国道事務所）
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 大洲河川国道事務所長 秋山 慎吾 愛媛県大洲市中村210
契 約 締 結 日	令和 ３ 年 ５ 月 １ ３ 日
契約の相手方の氏名及び住所	公益社団法人愛媛県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 愛媛県松山市南江戸１丁目４番１４号
契約金額 （消費税及び地方消費税含む）	¥ １ , ３ ２ ５ , ３ ２ ４ －
予定価格 （消費税及び地方消費税含む）	¥ １ , ３ ２ ５ , ３ ２ ４ －
随意契約によることとした理由	本業務は、公共用地の取得に伴う分筆登記、地積更正登記等の土地の表示登記を行うために必要となる地積測量図の作成等を行うものである。 公益社団法人愛媛県公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、社員である土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合して、官公署等による不動産の表示に関する登記に必要な調査・測量、登記の嘱託（申請）の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的に設立された。 地積測量図は土地の表示登記の中核となる書類であり、松山地方法務局が定めた「不動産の表示に関する登記事務取扱要領（以下「要領」という。）」第６条に作成方法が定められている。 要領第６条第１６項において「地積測量図に作成者として署名し、又は記名押印すべき者は、当該土地を調査し、測量した者とする。」と定められている。 従って、本業務の対象となる土地について地積測量図の作成を行える者は、当該土地の調査等を実施した上記の相手方に限定されるため、上記の相手方と地積測量図の作成及びこれに付随する諸業務について、会計法第２９条の３第４項及び、予算決算及び会計令第１０２条の４第３号により、随意契約を行うものである。
備 考	